

当部会における検討課題の対応案について

検討課題イ 石油コンビナート災害の特殊性に対応した防災体制の充実強化の検討

【大規模災害時における石油コンビナート等防災本部（以下、「防災本部」という。）体制の明確化について】

- ① 非常配備体制の段階化（現地本部含む）
- ② 非常配備体制の段階適用要件の策定（現地本部含む）
- ③ 異常現象発生時の情報連絡体制
- ④ 複数の場所で同時に大規模な事故が発生した場合の対策

【背景】

- (1) 石油コンビナートでは、極めて大量の可燃性物質や有害物質の貯蔵・取扱いが行われており、東日本大震災時のように、ひとたび災害が発生し、被害が拡大した場合には、その特殊性から適切な役割分担の下、関係機関が連携し総合的な応急対策を展開していくことが重要であることから、防災本部の防災体制の充実強化を図ることが必要である。
- (2) 東日本大震災では、大規模な火災事故が複数の場所で同時に発生することは無かったが、従来はもとより今後においても、複数の場所で同時に大規模な事故が発生する可能性があることから、その場合の対策を講じておく必要がある。

石油コンビナート災害の特殊性を勘案した場合、異常現象や事故発生時の当該事業所における、初動対応に当たる防災要員、自衛・共同防災組織及びこれらと連携して活動を行う公設消防隊等、さらには隣接事業所等への事故情報の伝達は、迅速かつ確実に行われる必要があり、その適切な情報に基づき、危険を回避しながら早期の事故収束や拡大防止を図ることが極めて重要であるが、近年のコンビナート事故（兵庫県：爆発事故）での人身事故等を踏まえ、これらの徹底強化を図る必要がある。

【現行計画の内容】

- (1) 防災本部は、知事を本部長、関係機関の長等を本部員として構成し、常設機関として県に設置している。災害が発生した場合においては、関係機関等が実施する災害応急対策等に係る連絡調整等をその主な業務としている。（防災計画：第1章第4節1．宮城県石油コンビナート等防災本部）
また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その規模、態様等の状況により、必要に応じ災害現地に緊急に効果的な総合応急対策を講ずるため、本部長が認める場合は、宮城県石油コンビナート等現地防災本部（以下、「現地本部」という。）を設置するものとしている。（防災計画：第4章第3節）
- (2) 複数の場所で同時に大規模な災害が発生した場合の対策については、具体的な計画はない。

【対応案】

- ① 非常配備体制の段階化（現地本部含む）
- ② 非常配備体制の段階適用要件の策定（現地本部含む）への対応案

災害の規模や態様等に応じ、防災本部の体制招集や運営を円滑に行うことができるよう、異常現象発生時の情報連絡体制、火災や漏えい等に対する警戒体制、事故が拡大した場合の防災本部員の招集や受援体制等について、具体的な対応区分や適用要件等を策定する。同様に、現地本部についても、対応区分や適用要件等を策定し、現行の現地本部の設置及び運営に関する計画を見直す。

【対応案】 つづき

➤ 災害の規模、態様等に応じて、防災本部及び現地本部の非常配備体制を段階化

(1) 非常配備体制の各段階と適用要件

非常配備体制	適用要件
情報収集	第1次非常配備に満たない軽微な異常現象が発生した場合、又は発生のおそれがある場合
第1次非常配備	特別防災区域において異常現象が発生した場合で、災害が継続し、拡大又は拡大のおそれがある場合
第2次非常配備	第1次非常配備の適用要件を超える異常現象で、他の施設又は他の事業所へ拡大し、又は拡大のおそれがある場合
第3次非常配備	第2次非常配備の適用要件を超える異常現象で、被害が特別防災区域を越えて周辺地域へ拡大のおそれがあり、当該区域において緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると防災本部長が認める場合

※適用要件の詳細については、さらに検討を行うこととする。

(2) 非常配備体制の区分に対応した防災本部の活動

非常配備体制	活動内容
第1次非常配備	災害応急対策に係る情報収集並びに防災関係機関への情報伝達
第2次非常配備	防災本部や関係機関から派遣された担当職員による <u>現地連絡室（仮称）を設置</u> し、防災関係機関間で災害情報の連絡調整等を行い、現場での一次情報を共有する。
第3次非常配備	<u>防災本部員を招集するとともに、現地本部を設置</u> し、緊急に効果的な総合応急対策を講ずる。

③ 異常現象発生時の情報連絡体制（第2次非常配備時）

➤ 情報収集及び連絡調整を行う現地連絡室（仮称）を設置

前述の第2次非常配備を敷いた場合は、防災本部は、発災事業所の対策本部又はその他の適当な場所に、各防災関係機関等による現地連絡室（仮称）を設置し、防災本部の構成機関から担当職員を派遣し、災害に係る情報の収集並びに連絡調整等を行い、現場での一次情報を共有し、共有した情報を所属する機関に報告するものとする。

【対応案】 つづき

④ 複数の場所で同時に大規模な災害が発生した場合の対策（新規）

- 防災本部及び現地本部は、災害拡大の危険や災害の影響度が異なる箇所の災害から優先的に注力すべきものとする。

- 地震・津波等により大規模な災害が多発した場合、防災本部は相互の連携をさらに密にし、災害情報の災害情報の集約に努め、当該大規模災害の防ぎよに全力を挙げるとともに、さらに災害が拡大した場合に備え、現地防災本部の体制強化を図るとともに、消防力増強のため県内の広域応援や緊急消防援助隊等の応援要請等が円滑に実施できる体制を整えるものとする。

- 特定事業所は、自衛消防組織や共同防災組織の防災資機材等が被災する場合を想定し、その役割を補完する代替施設等をあらかじめ設定し、防災資機材等と同様に整備等を図るものとする。

- 防災訓練や事業所等で行う訓練については、同時多発災害を盛り込んだ訓練（図上訓練を含む）を努めて実施するものとする。